

第7節 消費者保護対策の充実

現況と課題

消費者ニーズの多様化に対応し、新製品の出現や電子商取引の普及などの販売形態の複雑化が進んでおり、消費者の心のすきをねらった誇大広告、不当表示、悪徳商法など、新たな消費者問題が増加する傾向にあります。特に高齢社会を迎え、一人暮らし老人などをターゲットにした訪問販売は巧妙かつ悪質化してきており、犯罪につながる場合も予想されます。

このような中で、消費者行政の果たす役割はますます重要になってきており、消費者相談窓口の充実や消費者の求める消費生活知識の普及啓発、地域に根ざした賢い消費者、自立する消費者づくりを進める必要があります。

めざす方向

消費者を取り巻く環境の変化に対応し、消費者意識の高揚を図り、自立する消費者づくりをめざしていくとともに、消費者の利益擁護及び増進に関する施策を推進し、消費生活の安定と向上を図ります。

主要施策

消費者保護対策の充実

●自立する消費者づくり

●消費者保護体制の充実

1 自立する消費者づくり

- ①多種・多様な商品や販売形態の中で、自らの判断で主体的に行動できる消費者を育てるため、消費者講座の開催や広報誌による継続的な情報提供など、消費者への情報の提供、啓発活動の充実を図ります。
- ②消費者リーダーによる商品の価格や品質の監視等を通して情報収集・提供を進め、自主的な住民組織や消費者団体の育成や組織づくりを図ります。

2 消費者保護体制の充実

- ①消費者トラブルの未然防止や被害発生後の適切な指導を行うため、岐阜県消費生活センターとの連携を密にした相談窓口を設置し、消費者の保護に努めます。

第1節 学校教育の充実

現況と課題

現在、本町には小学校2校と中学校2校が設置されており、恵まれた自然環境のもと「郷土を愛し、個性豊かな創造性に富み、心身ともに健全で人間性豊かな町民の育成」をめざした教育が実践されていますが、近年の少子化や核家族化等により児童・生徒の数は減少し今後もこの傾向は続く予想されます。

また、国際化・情報化といった急激な社会環境の変化に対応した教育の推進が求められているほか、学校週5日制の導入による地域社会への積極的な参加など、生涯を通じての人間形成の基礎や個性と能力を伸ばす特色ある教育が推進されています。

しかし、社会の急激な変化と発展は、物質的には豊かで便利な生活を生み出していますが、児童・生徒の心とのふれあいが希薄になり、生命を尊重する心、思いやりや感謝の心など「心の教育」の低下が問題となっています。

このため、教育内容を精選し、基礎的・基本的な学力や行動力を確実に習得できるよう努めるとともに、地域社会との連帯感の育成を目的とした福祉教育や国際化・情報化に対応した教育、さらには地域資源を生かした、郷土学習など他にはない特色ある学校づくりを進めていく必要があります。

また、急速な少子化により児童・生徒の数が減少していることから、学校統合も視野に入れ教育施設等の整備充実を推進していくとともに、創造性豊かな情熱あふれる次代の担い手づくりを進める必要があります。

めざす方向

学校教育を生涯学習の基礎的段階としてとらえ、児童・生徒一人ひとりに幅広い知性とグローバルな視野を身に付けさせると同時に、地域への愛着と誇りを持ち地域社会や家庭とともに子どもの「生きる力」を育む教育をめざします。

また、国際化・情報化・環境問題など社会の変化に柔軟に対応できる教育内容や指導体制の充実に努めるとともに、教育施設や設備の整備により、ゆとりある教育環境の創造をめざします。



主要施策

学校教育の充実

- 義務教育内容の充実
- 義務教育施設などの整備
- 義務教育指導体制の充実
- 特別支援教育の充実
- 地域社会との連携

1 義務教育内容の充実

- ①自ら学び考え、進んで表現する力を育成し、基礎的、基本的な内容の確実な定着を図り、児童・生徒一人ひとりの能力に応じた指導方法を工夫改善し、個性、創造性の伸長を重視した特色ある教育を進めます。
- ②情報化時代に対応したコンピュータなどの情報機器の更新や外国人指導助手の招致など、国際化・情報化に対応する教育内容の充実に努めます。
- ③町の自然や歴史などの郷土学習や生活文化などの地域の特性や素材を積極的に活用し、児童・生徒の郷土に対する関心と理解の向上に努めます。
- ④共同の学習体験や幅広いボランティア体験を教育の中に取り入れ、自分をみつめ、相手の立場にたって考え、行動し、集団の中で自分を生かせる児童・生徒の育成を図ります。
- ⑤運動に親しみ、スポーツ活動を通して味わえる楽しさや喜びを経験し、たくましい体と豊かな心を育てます。
- ⑥社会性豊かな人間性を高めるため保育園をはじめ、小中学校間の交流教育を計画的・継続的に進めます。

2 義務教育施設などの整備

- ①安心・安全な教育環境の創出と地域的一体感の醸成を図り、ゆとりとうるおいのある良好な教育環境を維持・確保するため、大規模改修や耐震補強をはじめとした校舎の改修や少子化により児童・生徒が減少していることから学校統合も視野に入れ、教育施設の整備を計画的に推進します。
- ②国際化・情報化等の新たな教育への的確な対応ができるよう、コンピュータをはじめとした情報教育機器の整備充実を図るとともに、教育課程に適合した教材、教具の整備に努めます。

3 義務教育指導体制の充実

- ①社会の変化に対応した教育観を確立するため、教職員が幅広い視野と専門職としての深い知識を得られるよう積極的に研究や研修活動を奨励・援助し、その成果が学校現場に還元されるよう努めます。
- ②児童・生徒の健全な育成を図るため、家庭や地域社会と連携しながら、社会生活上の基本的ルールを身につけさせるなど、指導体制の充実に努めます。

4 特別支援教育の充実

- ①心身に障害のある児童・生徒一人ひとりの特別な教育ニーズを正しく理解し適切な指導体制を確立して個人の能力・特性を引き出し最大限に伸ばすことのできる教育内容の充実に努めます。
- ②保護者のみならず、地域の人々の特別支援教育に対する理解と支援への啓発を図ります。

5 地域社会との連携

- ①学校施設等の地域住民への開放や地域ぐるみで学校教育活動を支える態勢づくりなど、地域社会と連携した教育の発展を図り、地域に開かれ、地域とともに歩む学校づくりを進めます。

小学校児童数の推移

(各年5月1日現在)

区分		年度	平成8年	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
学校数			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
学級数			15	15	15	14	15	16	14	14	14	14	
児童数(人)	総数	計	365	345	331	337	316	307	286	287	266	243	
		男	175	169	161	157	153	155	142	144	134	131	
		女	190	176	170	180	163	152	144	143	132	112	
	1年	男	32	26	24	24	22	29	17	27	20	21	
		女	32	25	25	34	17	18	21	22	20	14	
	2年	男	29	32	26	25	24	22	29	17	26	21	
		女	27	32	26	26	33	17	18	22	20	19	
	3年	男	23	28	31	26	25	24	21	30	14	26	
		女	33	27	30	27	26	33	17	19	22	20	
	4年	男	29	25	28	30	26	25	24	21	29	14	
		女	26	32	28	30	27	27	34	19	19	22	
	5年	男	30	29	24	28	29	26	25	24	21	28	
		女	34	26	34	29	30	27	27	34	19	19	
	6年	男	32	29	28	24	27	29	26	25	24	21	
		女	38	34	27	34	30	30	27	27	32	18	
	教員数(人)	計		26	26	23	22	26	26	25	25	26	28
		男		10	11	12	12	13	11	10	10	10	11
		女		16	15	11	10	13	15	15	15	16	17

資料：学校基本調査

中学校生徒数の推移

(各年5月1日現在)

区分		年度	平成8年	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
学校数			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
学級数			10	9	7	7	7	8	9	9	8	8	
児童数(人)	総数	計	230	217	196	185	175	173	177	171	161	159	
		男	120	112	96	89	82	81	81	82	79	72	
		女	110	105	100	96	93	92	96	89	82	87	
	1年	男	35	31	29	27	25	28	28	26	25	23	
		女	30	38	31	27	35	30	30	29	26	32	
	2年	男	46	35	32	29	27	25	28	28	26	23	
		女	38	31	38	31	27	35	30	30	27	28	
	3年	男	39	46	35	33	30	28	25	28	28	26	
		女	42	36	31	38	31	27	36	30	29	27	
	教員数(人)	計		28	25	25	27	25	27	29	30	28	27
		男		17	17	17	18	17	19	19	16	16	15
		女		11	8	8	9	8	8	10	14	12	12

資料：学校基本調査

第2節 生涯学習・生涯スポーツの推進

現況と課題

生活水準の向上や余暇時間の増大などの生活の豊かさの中で、町民は生涯にわたり心身ともに健康で、より一層充実した人生の創造を求めようとする一方、急速に変化しつつある社会環境に対応していくための新たな知識や技術習得に対する欲求が強くなっています。

生涯学習は、町民の生きがいづくりだけでなく、家庭、地域などの町民を取り巻く社会的関係や人間関係を豊かにしてくれるものです。公民館やコミュニティーセンターでの社会教育活動や地域づくり活動、また、学校教育における総合的な学習時間への協力など、ますます、幅広く連携しながら生涯学習の輪を広げることが必要になっています。

また、同時に「だれでも、いつでも、どこでも、何からでも」学習できるような「生涯学習のまちづくり」をどのように推進していくかが今後の重要な課題となっています。

このため、計画的・組織的な生涯学習推進体制を確立し、家庭教育、学校教育、地域教育などの教育の一貫性やライフステージに応じたきめ細かな魅力ある学習機会の提供、指導者の養成・確保、生涯学習関連施設の整備・充実等に努め、町民の自発的学習活動を支援する環境づくりに取り組んでいく必要があります。

一方、生涯スポーツについては、町民の健康・体力増進のみならず、家族間のふれあいや地域連帯感の醸成など、日常生活を明るく豊かにする活動として重要な役割を担っています。

また、住民のスポーツに対する期待は大きく、その欲求はますます複雑・多様化し、住民のニーズに十分対応しきれなくなっている状況にあります。

このため、子供から高齢者まで、だれもが身近なところで気軽に参加でき、楽しめるスポーツを推進するため、その機会と場の整備に努めていくとともに、指導者の養成・確保を通じ、住民のスポーツニーズに対応できるプログラムサービスや指導サービスの充実を図っていき、地域に根ざしたスポーツ活動の振興に力を注いでいく必要があります。

さらに、生涯スポーツの振興を図るうえからも、長期的展望にたった「スポーツ振興計画」の策定を検討し、生涯にわたって、自ら楽しく実践できるスポーツ活動の実現をめざしていく必要があります。



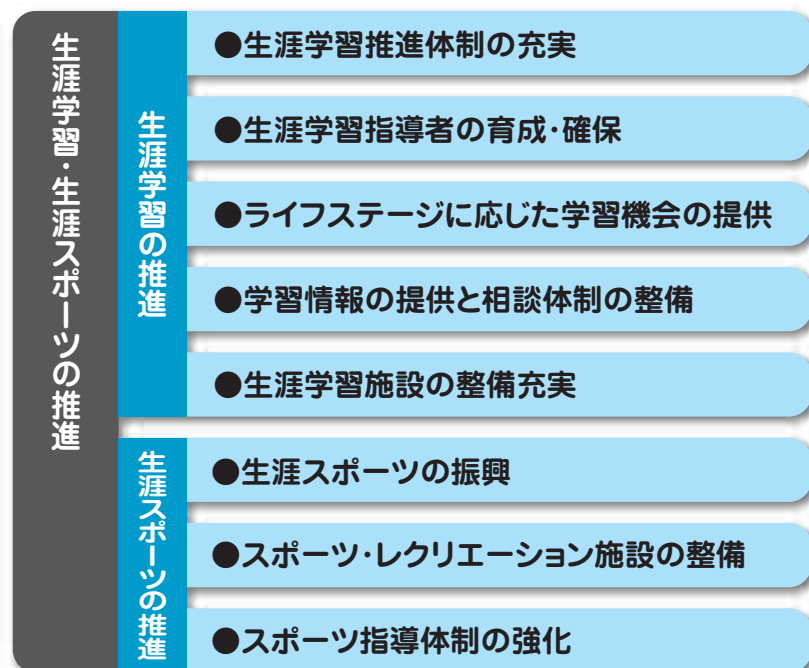
めざす方向

町民が自発的意志に基づき、自らが必要とする学習内容や自分に適した学習方法を選んで、生涯を通じて継続的に学習できるよう、また、新たな時代の変化に的確に対応できるよう、「だれでも、いつでも、どこでも、何からでも」学べる生涯学習のまちづくりをめざします。

また、町民のだれもが、その年齢や体力に応じていつでも、どこでも、気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう「町民1人1スポーツ」を目標にし、総合型地域スポーツクラブの設立に向けた取り組みをするとともに、生涯を通じたスポーツの振興をめざします。



主要施策



1 生涯学習推進体制の充実

- ①全町的な生涯学習の展開や広がりを考え、社会教育分野のみならず、学校教育、一般行政を含めた「七宗町生涯学習推進計画」を策定し推進します。
- ②町民がそれぞれの課題や欲求に基づき、自発的な学習活動が展開できるよう、家庭、地域、学校など、関連各分野を総合的に取り込んだ生涯学習推進体制を確立し、民間の関係団体・機関等との連携を図りながら施策・事業の体系的な推進と学習機会の充実に努めます。

2 生涯学習指導者の育成・確保

- ①生涯学習を支援するため、企画力、実践力、指導力を備えたリーダーの養成を図るとともに、生涯学習リーダーの登録制度を検討します。

3 ライフステージに応じた学習機会の提供

- ①生涯にわたって生き甲斐のある幸せな人生となるよう、生涯の各時期の発達段階における学習課題を把握、分析しながら、本町の地域性、学習者の学習ニーズ、施設整備、指導者等を考慮し、適時性・継続性をふまえた生涯学習プログラムを開発します。
- ②各種の学級・講座・セミナーなどを開設し、学習ニーズに応じて選択できるよう、住民一人ひとりのライフステージに応じた多様な学習機会の提供に努めます。
- ③自らが学習した成果を何らかの形で還元できるような場の提供に努めます。

4 学習情報の提供と相談体制の整備

- ①学習情報のシステム化、ネットワーク化に取り組み、各種情報の効率的かつ効果的な収集・提供体制を確立するとともに、学習内容や学習方法に関する指導・相談体制の充実に努めます。

5 生涯学習施設の整備充実

- ①公民館やコミュニティーセンターをはじめとして、図書室など身近な生涯学習施設の充実に努めます。
- ②学校施設の管理と運営の責任体制を明確にし、地域住民のふれあいの場、生涯学習の場、学童保育の場として、学校の教室などの有効利用を検討します。

6 生涯スポーツの振興

- ①町民が生涯を通じてスポーツに親しみ、体力の向上や健康増進に取り組めるよう、各種のスポーツ・レクリエーションのプログラムの充実を図り、生涯スポーツの普及・定着化に努めます。
- ②長期的展望に立った「七宗町スポーツ振興計画」の策定を検討します。

7 スポーツ・レクリエーション施設の整備

- ①町民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、交流できる環境づくりを進めるため、既設のスポーツ施設の整備・拡充を図るとともに、多目的に利用できる運動公園など社会体育施設の計画を検討します。

8 スポーツ指導体制の強化

- ①スポーツ・レクリエーション活動を活発化させるため、体育指導員をはじめ専門指導員の養成やボランティア指導員の発掘を行うとともに、各種スポーツ団体リーダーの資質向上を図り、町民のスポーツニーズに応じられる指導体制の強化に努めます。
- ②各種スポーツ・レクリエーション活動の開催情報や施設利用情報などの効果的な提供に努めます。



第3節 芸術・文化活動の充実

現況と課題

生活水準の向上や余暇時間の増大などを背景に、心の豊かさを求めて、町民の芸術・文化に対する関心が急速に高まっています。

とりわけ、水準の高い芸術を直接鑑賞したいという欲求の高まりとともに、自ら創造し、自己表現できる活動への欲求も高まっています。

また、地域の歴史や風土の中で培われ育まれてきた七宗の文化は、いつまでもここに住み続けたいという町の魅力を形づくる重要な要素でもあります。

このため、今後は文化の概念をより広くとらえ、社会教育事業などの魅力化や高度な芸術・文化に関する学習・鑑賞機会の提供、地域の文化施設の整備等に努め、町民の文化意識を高めていくとともに、町民の自発的な文化活動を幅広く育成・支援していくことが必要となっています。

また、文化財の保護・保存は、先人の貴重な財産を末永く後世に伝え、町民文化を醸成するために重要なものであります。

本町の文化財は私的所有のもとに管理され、その保存状況は十分なものとは言い難く、今後、民俗文化の指導者や後継者の育成に努めるとともに、地道な調査を継続し、文化財の管理、保存、公開の充実を図っていく必要があります。

めざす方向

町民が真に豊かさを実感でき、本町に住むことを誇りと思える地域社会を築いていくために、町民の自主的な芸術・文化活動の振興を図るとともに、豊かな文化活動を行う場や機会の提供に努め、七宗ならではの文化の創造をめざします。

また、先人より受け継いだ貴重な歴史的文化遺産を町民共有の財産として適切に保存し、後世に継承していくとともに、その活用を図ります。



主要施策

- 文化意識の高揚
- 文化活動の振興
- 文化施設の充実
- 文化財の保護・活用

1 文化意識の高揚

- ①文化情報誌などにより、芸術・文化に関する具体的事業や関連活動などについて絶えず積極的な情報を提供し、啓発することにより、町民の文化に対する意識の高揚を図ります。

2 文化活動の振興

- ①講演会や美術展、演劇、音楽会など、優れた芸術・文化に接する機会の拡充に努め、町民の芸術・文化への関心を高めるとともに、自主的な文化活動を促進します。
- ②町民の主体的な文化活動を支援するため、活動の基盤となる各種文化団体、グループなどの育成を図るとともに、その活動成果を発表する場の提供や相互における交流機会の充実に努めます。

3 文化施設の充実

- ①地域に根ざした町民の主体的な文化活動の活性化を図るため、地区公民館などの施設整備に取り組み、利用を促進します。
- ②地域個性豊かな「日本最古の石博物館」の施設・展示内容の充実を図るとともに、町内外の人が自由に参加できる継続性のあるイベントの開催等を通じ、広域的な文化交流の展開に努めます。

4 文化財の保護・活用

- ①貴重な指定文化財や潜在する価値の高い文化遺産を適切に保存し、後世に伝えていくため、調査研究体制を充実するとともに、保存団体の育成や町民への文化財保護思想の普及啓発に努めます。
- ②地域に伝わる民話や伝統芸能、伝統行事など、郷土の歴史や文化を伝える文化資源を掘り起こし、その保存・継承に努めるとともに、地域に残る歴史・民俗資料の整理を進め、さらに、保管、展示等の機能をもつ民俗資料館を検討します。
- ③郷土芸能や祭の伝承のため、後継者の確保・育成を図るとともに、失われつつある年中行事や生活様式の継承のため、子どもからお年寄りまで参加できる組織づくりを進めます。
- ④本町の歴史を町民に伝え、また、次代に継承していくために郷土史学習を推進します。

文化財の指定状況

国指定文化財

種別	種目	名称	時代など	所在地	所有者又は管理者	特記事項	指定年月日
天然記念物	植物	神測神社の大杉	樹齢約800年	神測4168-1	神測神社	樹高 47m 目通 8.1m	昭和5.2.28
天然記念物	地質	甌穴群(ポットホール)		上麻生	七宗町	飛水峡の甌穴群 1,850m1,000以上	昭和36.7.6

県指定文化財

種別	種目	名称	時代など	所在地	所有者又は管理者	特記事項	指定年月日
重要文化財	絵画	絹本着色釈迦十六善神図	室町時代	神測4431-2	龍門寺	縦 1.5m 横 0.6m	昭和46.12.14
重要文化財	絵画	絹本着色涅槃図	室町時代	神測4431-2	龍門寺	縦 3.0m 横 2.0m	昭和46.12.14
重要文化財	典籍	彩箋墨書妙法蓮華經寿量品第一六	江戸時代	神測4431-2	龍門寺	縦 0.3m 横 3.6m	昭和46.12.14
重要有形民俗文化財	民俗芸能用具	葉津文楽人形	江戸時代初期	関市小屋名(百年公園内)	岐阜県博物館	人形頭 39点 衣装 62点	昭和55.11.11

町指定文化財

種別	種目	名称	時代など	所在地	所有者又は管理者	特記事項	指定年月日
重要文化財	絵画	寧一山画像	鎌倉時代	神測4431-2	龍門寺		昭和46.10.18
重要文化財	書跡	寧一山墨書真筆	鎌倉時代	神測4431-2	龍門寺	縦 0.3m 横 1.0m	昭和46.10.18
天然記念物	植物	ひいらぎの木	樹齢約200年	神測12570	中島康則	目通 1.8m	昭和47.6.5
重要文化財	彫刻	土岐頼貞公座像	江戸時代初期	神測4431-2	龍門寺	高さ 0.3m 横幅 0.35m	昭和55.2.24
重要文化財	彫刻	円空仏(恵比寿像)	江戸時代	神測3238-1	小池勝一		平成元.5.31
重要文化財	彫刻	円空仏(観音像)	江戸時代	神測8755	加藤龍雄		平成元.5.31
重要文化財	彫刻	円空仏(観音像)	江戸時代	神測3008	長尾覚		平成元.5.31
重要文化財	彫刻	円空仏(観音像)	江戸時代	神測7095-2	神谷久直		平成元.5.31
重要文化財	彫刻	狛犬	江戸時代	神測4168-1	神測神社	1対	平成元.11.6
重要文化財	彫刻	狛犬	江戸時代	上麻生葛屋	葛屋神社	1対	平成元.11.6
重要文化財	彫刻	円空仏(地藏像)	江戸時代	神測小穴	小穴区		平成2.3.6
有形民俗文化財	民俗芸能用具	葉津文楽人形頭	江戸時代	神測9871	神測小学校	2体	平成2.3.6
重要文化財	墨跡	掛軸(潭海和尚墨跡)	明治時代	上麻生2544	宝樹寺		平成5.2.10
重要文化財	墨跡	掛軸(潭海和尚墨跡)	明治時代	川並2276	井戸富男		平成5.2.10
重要文化財	彫刻	円空仏(観音像)	江戸時代	神測8403	森 慶隆	高さ 13.8cm	平成5.2.10

資料：教育委員会

第4節 ふれあい交流活動の推進

現況と課題

近年、インターネットの普及とともに、情報の流れは地球的規模の広がりを持ち、国内外を問わず活発化しています。こうした中、本町の周辺地域でも製造業を中心に日系人などの雇用の増加により外国人と日常的にふれあう機会も多くなってきています。

また、高速交通網などの整備により全国の地域間の時間的距離は著しく短縮され経済、社会の各分野でも人的・物的な交流が活発に展開されています。

こうした国内外の諸地域との交流を進めることは、新たな町の活力と展望を開くものであり、また、創造性豊かな人づくりの大きな契機となりうるものであることから、今後、本町でも効果的な交流を推進するために条件を整えていくとともに、交流活動を積極的に推進していく必要があります。

めざす方向

本町においても長期的な視野に立ち国際化の進展に遅れることなく柔軟に対応し、人材の育成を推進します。また、国内の交流では多様な交流活動を促進するため、町民一人ひとりの意識を啓発するとともに、交流を推進する環境づくりに努めます。



主要施策

ふれあい交流活動の推進

- 交流社会の基盤づくり
- 国際交流・地域間交流の推進
- 広い視野を持つ人材の育成
- 交流組織の育成

1 交流社会の基盤づくり

- ①交流の意義や必要性についての住民意識を高めるため、学校教育、社会教育、地域活動を通じ、国内外への関心を高める施策を積極的に展開するとともに、地域内外の人たちと交流する積極性や来訪者を温かく迎え入れる心の醸成など、地域間交流を促進するための教育を推進します。
- ②国際的なまちづくりを推進するため海外研修などにより町職員の専門能力の強化に努めるとともに、本町に在住したり、訪れる外国人が不便や不安を感じないよう、各種行政案内や観光パンフレット、看板等外国人に配慮したまちづくりを推進します。

2 国際交流・地域間交流の推進

- ①本町の自然、文化、歴史等の地域特性を生かしたイベントやスポーツ、産業、防災等、広い分野において国内他地域との交流を推進し、七宗ならではのふれあいが、来訪者にも楽しめるような交流を充実させます。また、友好都市・姉妹都市提携についても検討していきます。
- ②先進地への視察研修機会を拡充するとともに、各種団体や学校、行政などを通じた地域間交流を促進します。
- ③町内の各種団体・組織をはじめ、世代間、町出身者などの多面的な交流事業を展開し、既存の施設やイベント等あらゆる機会での相互交流のきっかけづくりを展開します。

3 広い視野を持つ人材の育成

- ①町民一人ひとりが、外国人に対して開かれた意識を持ち、進んで外国人との連帯感を醸成できるよう語学や国際理解のための研修を行うとともに、引き続き町内小中学校への外国人指導助手の招へいを続けます。また、町民に対しても国際理解のために英会話等の講座の継続、国際化に対応できる人材の育成に努めます。

4 交流組織の育成

- ①民間交流組織の育成を図り、行政と一体となって国内外の諸都市との交流活動の活発化を図ります。

第5節 青少年の健全育成

現況と課題

青少年を取り巻く環境は、核家族化、少子化の進行、共働き世帯の増加を背景に親子の接触機会の減少や地域における連帯意識の希薄化など、家庭や地域での教育機能の低下が指摘されています。

また、近年の物質的豊かさを反映し、個を重んじる自己中心的考え方の傾向が強まっており、罪悪感や忍耐力の欠如とともに非行、いじめや不登校などの問題が顕在化しつつあります。

こうした状況の中、本町では青少年育成町民会議を中心に各種団体などの協力を得、青少年の健全育成思想の普及活動や社会教育環境の浄化について取り組んでいます。

これからの七宗町を担う青少年が希望と郷土への誇りをもち、心身ともにたくましく、また、地域社会の一員としての自覚を持ち、主体的に生きる社会人として成長してもらうことが町民すべての願いです。

このため、家庭や地域、学校、行政が密接な連携のもと、青少年の社会参加への機会の拡充や主体的な活動に対する支援の充実にも努め、町ぐるみで青少年を育む良好な環境づくりに取り組むことが必要です。

めざす方向

家庭や地域、学校、行政が一体となり、青少年の健全育成活動を推進するとともに、青少年の社会参加などを促し、豊かな社会性と創造性を身につけた心身ともにたくましい青少年の育成をめざします。



主要施策

青少年の健全育成

- 青少年活動の促進
- 青少年健全育成環境づくりの推進
- 指導者・リーダーの養成
- 相談事業の充実

1 青少年活動の促進

- ①青少年の文化、芸術、スポーツなど様々な活動や自然とのふれあいなどの体験学習への参加を促進します。
- ②環境美化や福祉などの地域ボランティア活動に対する意識の高揚を図るとともに、活動の場や情報の提供により、実践活動を推進します。
- ③青少年が同年代の仲間や異年齢世代の人々との交流ができる機会や場の提供に努めます。
- ④海外ホームステイや外国人青年の受け入れなど、国際交流事業を展開し、様々な体験を通して国際感覚を備えた青少年を育成します。

2 青少年健全育成環境づくりの推進

- ①青少年育成町民会議などの組織強化を図り、町民の理解と協力のもと、青少年の健全育成にふさわしい環境づくりを推進します。
- ②関係機関との連携を密にして、非行防止体制の強化を図ります。

3 指導者・リーダーの養成

- ①青少年活動が豊かに展開できるよう、地域団体、各年齢層の指導者の養成や地域での体験学習を指導できる人材の発掘に努めます。

4 相談事業の充実

- ①悩みや問題をもつ青少年に、温かい手を差し延べるとともに、家庭や地域、学校などと連携を密にし、より総合的な相談事業の推進に努めます。

第6節 男女共同参画社会の実現

現況と課題

1975年(昭和50年)の国際婦人年を契機として、世界各地で女性の置かれている状況が見直され、男女平等を目指す様々な取組が行われています。又女性の地位向上を目指す取組にも著しい発展がみられ、女性の持つ感性や能力に関する社会の認識も深まっています。

しかし、その一方で「男は仕事、女は家事」という性別役割分担意識も根強く残っており、女性の社会参加の増大に対応した社会的な条件整備は十分なものとは言えない状況にあります。

このため、女性を取り巻く社会環境や諸問題への正しい理解や認識を深め、審議会や委員会等への女性参画の推進、女性の主体的な活動の充実・活性化を図るための支援を積極的に進めることが求められます。

めざす方向

女性はその能力や経験を十分に発揮し、生涯を通し充実した生活が送れるよう、あらゆる場で男女の共同参画により支えられる社会づくりの実現をめざします。

主要施策

男女共同参画社会の実現

- 女性の学習活動・社会参加の促進
- 男女共同参画社会への意識の確立

1 女性の学習活動・社会参加の促進

- ①女性のニーズに応じた学習内容の充実と学習機会の拡充を図るため、家庭教育、学校教育、さらには生涯学習などの学習活動を通して女性を取り巻く諸問題への認識を高めるとともに、女性団体活動の活性化や自主的なサークル活動への支援を図ります。
- ②女性の意見を行政に反映させていくため、審議会や委員会などへの女性の登用を進めます。

2 男女共同参画社会への意識の確立

- ①固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、さまざまな機会をとらえ、男女共同参画社会づくりに対する意識啓発を進めます。